

令和 8 年度公益財団法人福島県スポーツ協会 加盟競技団体へのアンチ・ドーピング啓発活動実施要項

- 1 目 的 ドーピングは、スポーツのフェアプレイ精神に反し、競技者の健康を損ね、薬物の習慣性から社会的な害を及ぼすばかりか、人々に夢や感動を与えるスポーツそのものの意義を失わせ、国民の健康的な生活や未来を担う青少年に対して悪影響を及ぼすものである。そこで、本協会スポーツ医・科学委員会と福島県スポーツファーマシスト協会の協力のもと、アンチ・ドーピングに関する啓発活動を実施し、アスリートをはじめスポーツに関わる全ての方にアンチ・ドーピング活動について正しく理解してもらうことを目的とする。
- 2 主 催 公益財団法人福島県スポーツ協会
- 3 期 間 令和 8 年 5 月中旬～令和 9 年 2 月中旬
- 4 実施内容 (1) 令和 8 年度中に全 4 1 競技団体は、スポーツファーマシストを講師としたアンチ・ドーピング研修会を原則 1 回以上実施し、実施報告書【様式 5】及び写真データを講習会終了後 2 週間以内に提出する。
(2) 選手や指導者、競技関係者など、可能な範囲で広く参加者を募って実施する。(対象は、国スポ関係者に限定せず、幅広く実施する。)
(3) 本実施要項に基づくスポーツファーマシストを講師としたアンチ・ドーピング研修会は、「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング教育活動実施要項 3.(3)②」の研修会にあてることができる。
- 5 実施方法 (1) 各加盟競技団体の研修会、及び強化合宿、大会等の機会を活用して実施する。
(2) 本協会よりスポーツファーマシスト（講師）を派遣して実施する。
- 6 スポーツファーマシストを派遣する場合の手順
(1) 各競技団体から電話・FAX・メールで本協会へ申し込む。
(2) 本協会担当が福島県スポーツファーマシスト協会と日程調整を行う。
(3) 講師は県内在住の JADA 公認スポーツファーマシストとする。
(4) 講師決定後、各競技団体は講師派遣依頼書を本協会へ提出する。【様式 4】
(5) 派遣に係る経費は本協会が負担する。
- 7 実施報告 研修会実施後、実績報告書【様式 5】と写真データ（最低 1 枚以上）をメールにて提出する。
- 8 問合せ先 公益財団法人福島県スポーツ協会 生涯スポーツ係
〒960-8043
福島市中町 8 番 2 号 福島県自治会館 6 階
E-mail shougai@sports-fukushima.or.jp
TEL 024-521-7896 FAX 024-521-7971